

桶川都市計画土地区画整理事業の変更（桶川市決定）

都市計画桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業
面 積		約 20.2 ha
公 共 施 設 の 配 置	道 路	地区の中心から南北に延びる区画道路（幅員13.5m）と、東西の区画道路（幅員12.5m）を基幹とし、発生交通の円滑化を図る。 工業専用街区と複合工業街区の間には区画道路（幅員9.5m）を設けアスファルト舗装等により整備する。 また、複合工業街区に区画道路（幅員6.0m）を整備し、通過交通等の抑制を図る。
	公園及び緑 地	施行地区の大部分を占める工業専用地域を除いた範囲の面積3%以上を確保し、地区東側に約0.1haの街区公園を配置する。 なお、関連事業において緩衝緑地帯、公開緑地公園（ビオトープ）を整備する。
	その他の公共施設	雨水排水について、複合工業街区は街区内に設ける公園に大型浸透貯留施設を設置して雨水流出抑制を行う。工業専用街区は、本事業で素掘りの調整池を一次整備する。その後、宅地内に地下式貯留施設を進出企業が二次整備する。 汚水排水については、地区内に各戸で浄化槽を設置し、処理する。 上水道については、給水管を整備し市営水道より給水を受ける。
宅地の整備		工業系用地は工業専用街区を東西2つの街区に分け配置し、工業系に準じた用地は地区の東側に複合工業街区を設け配置する。 建築物の用途、高さ制限、最低敷地規模の規制について、地区計画を定めるものとし、良好なまちづくりへの誘導を図る。

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由

本地区は、桶川市の中心部より西に約3kmに位置し、北側に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）桶川北本インターチェンジ、西側に上尾道路と隣接し、交通利便性に優れた地区である。また、桶川市上位計画において物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図る「複合開発エリア」として位置づけられており、新たな企業の進出を想定した本地区の発展が望まれていることから、周辺の農地等と調和する緑豊かな工業団地の形成を図るため、土地区画整理事業区域約20.2haを都市計画決定するものである。

都市計画として定める区域

桶川市大字川田谷字諏訪久保、字諏訪南、字諏訪北及び字大平の各一部